証券コード　4487
2020年３月11日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿六丁目15番１号
株式会社スペースマーケット
代表取締役
社　　長　重　松　大　輔

第６回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第６回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年３月25日（水曜日）午後５時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　2020年３月26日（木曜日）午前10時（受付開始　午前９時30分）
2. **場　　所**　東京都千代田区平河町2-5-3 Nagatacho GRiD 6F ATTIC
   ※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。
3. **目的事項**
   報告事項　第６期（2019年１月１日から2019年12月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件
   決議事項
   議　　案　取締役４名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://spacemarket.co.jp/ir）に掲載させて頂きます。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://spacemarket.co.jp/ir）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
◎本定時株主総会の決議結果は、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、上記当社ウェブサイトに掲載させて頂きます。

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度のわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善、個人消費の持ち直しなどを背景として緩やかに回復してまいりましたが、2019年10月の消費税引き上げ、米中貿易摩擦や香港民主化のデモンストレーションをはじめとする海外の政治情勢の影響等により、景気の先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

当社の事業領域であるシェアリングエコノミー領域においては、当社が代表理事を務める一般社団法人シェアリングエコノミー協会と株式会社情報通信総合研究所が共同で発表した調査（※１）において、2018年度のシェアリングエコノミー経済規模が過去最高となる１兆8,874億円を超えたことや、2030年度には11兆1,275億円と約６倍の予測になることが分かりました。また、PwCコンサルティング合同会社が公表した「国内シェアリングエコノミーに関する意識調査2019」（※２）では、「シェアリングエコノミー」という言葉の認知の割合が26.9％まで上昇し、年々、シェアリングエコノミーの認知が拡大している状況となっています。特に、シェアリングエコノミーのいずれかのサービスを知っている人の割合は47.5％まで上昇し、そのうち、当社の事業領域である「場所・空間」のサービスを知っている人の割合は64.1％となり、シェアリングエコノミーの領域で「場所・空間」のサービスの認知度が着実に上昇している状況です。

※１ 2019年４月９日「シェアリングエコノミー市場調査2018年版」
※２ 2019年７月「国内シェアリングエコノミーに関する意識調査2019」

このような状況の中で、当社事業においては、継続したプロダクト改善、積極的なマーケティング活動等を行い、大幅な増収・増益を達成しました。

サービスについては、①UI（ユーザインターフェース）・UX（ユーザエクスペリエンス）を意識したプラットフォームの改善、②イベント管理・集金決済を一気通貫で行うことを可能とした新サービス「スペースマーケットEVENT」のリリース、③スペースシェアの周辺事業者との連携強化を目的とした「スペースマーケ

ット・パートナーズ」の取り組みの発表など、数多くの機能改善やスペースシェアの市場活性化等を行いました。

また、(一社) シェアリングエコノミー協会の活動を通じて、市場全体の活性化にも取り組み、４回目となったシェアリングエコノミーのカンファレンス「SHARE SUMMIT 2019」では、過去４回のうち、最高動員及び最高協賛企業数を記録しました。また、同協会への大手企業の入会も続き、同協会の会員数が300社を突破いたしました。

さらに、「インドア花見」、「プライベートビューイング」をはじめとした宣伝広告活動を行い、新しい文化・体験の創出に注力したほか、効率的なデジタルマーケティング活動を行い、GMV（プラットフォーム利用金額の総額）の継続的な成長を達成し、大きな成果を収めることができました。

加えて、2019年12月20日には、東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

以上の結果、当事業年度における売上高は873,897千円（前事業年度比51.1％増）、営業利益は43,941千円（前事業年度は営業損失268,659千円）、経常利益は32,023千円（前事業年度は経常損失271,923千円）、当期純利益は45,823千円（前事業年度は当期純損失274,213千円）となりました。

当社といたしましては、今後もサービス品質のさらなる向上を常に念頭に置きながら、サービスの認知および利用拡大へ取り組んでまいります。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は2,108千円であり、主にパソコンの購入によるものであります。なお、当事業年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

2019年12月20日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資により、総額282百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

a. シェアによって利用されるスペースの増加

当社はこれまで、様々な用途で快適に利用ができる良質なスペースが増加することで、事業の成長を実現してまいりました。

スペース領域におけるシェアリングエコノミーは依然として成長の途上と認識しており、今後も継続して、当社プラットフォームで利用される良質なスペースを増加させることに取り組んでまいります。

b. 継続したサービスの改善・運営の効率化

当社は、シェアリングエコノミーという比較的新しい領域でサービスの提供を行っております。このため、利用者にとっての利便性を高めるため、継続したサービスの改善に努め、また、効率的な運営体制・オペレーションの構築に取り組んでまいります。

c. 様々な事業者との協働によるスペースシェアの普及

当社は、場所に対してシェアという新しい考え方を提起し、これまでサービス提供を行ってまいりました。これまでに多くの方々にサービスを利用いただいておりますが、スペースのシェアをより価値のあるものとして提供し、スペースシェアをさらに多くの人に利用いただくため、また、社会に対して価値を提供し、課題を解決すべく、不動産事業者様やスペースシェアの領域においてソリューションを提供する様々な事業者様と協働し、スペースシェアの価値向上と普及に取り組んでまいります。

d. システムの安定性・サービスの安全性・健全性強化

当社は、インターネットを介したサービスを展開していることから、サービス提供に係るシステム稼働の安定性を確保することが経営上重要な課題であると認識しております。そのため、突発的なアクセス増加にも耐えられるようなサーバー設備の強化や、そのための人員確保、教育・研修などを継続的に行ってまいります。当社はサービスの安全性・健全性強化の一環として、内閣官房IT総合戦略室が主宰したシェアリングエコノミー検討会議が策定した「シェアリングエコノミー・モデルガイドライン」に準拠した、(一社) シェアリングエコノミー協会による「シェアリングエコノミー認証制度」に賛同し、第１号認証を受けております。

e. テクノロジーを最大限に活用したサービスの成長

当社は、テクノロジーを最大限に活用し、サービス運営の効率化、データの蓄積・分析、AI・ディープラーニング等の新しい技術の活用、という観点を中心にサービスの成長に取り組んでまいります。

f. 情報管理体制の強化

当社は、ゲスト・ホストの個人情報を多く預かっており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、個人情報保護方針及び社内

規程に基づき管理を徹底しておりますが、2019年９月にはISMS認証を取得し、今後も、社内教育・研修の実施やシステムの整備等を継続して行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区　　分	2016年度 第３期(注1)	2017年度 第４期(注2)	2018年度 第５期	2019年度 (当期) 第６期
売　　上　　高	224,948 千円	392,638 千円	578,247 千円	873,897 千円
経常利益又は経常損失（△）	△159,672 千円	△148,188 千円	△271,923 千円	32,023 千円
当期純利益又は当期純損失（△）	△160,011 千円	△148,598 千円	△274,213 千円	45,823 千円
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	△5,839.84 円	△15.77 円	△28.70 円	4.28 円
総　　資　　産	395,342 千円	282,272 千円	1,083,453 千円	1,418,947 千円
純　　資　　産	235,566 千円	83,156 千円	551,835 千円	879,914 千円

（注）1.　第３期の売上高に関しては、株主総会で承認された数値について、プラットフォームサービスにおいて売上原価に計上していたホストに支払うスペース料金を売上高から控除した金額（純額表示、第４期以降と同様）を記載しております。
2.　当社は2019年10月１日付で普通株式１株につき300株の株式分割を行っておりますが、第４期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2019年12月31日現在）

事　　業	内　　容
スペースマーケット事業	スペース（場所）の貸し借りができるプラットフォーム「SPACEMARKET（スペースマーケット）」のwebサイト・アプリ運営

(8) 主要な営業所および工場（2019年12月31日現在）

名　　称	所　在　地
本社	東京都新宿区西新宿六丁目15番１号

(9) 従業員の状況（2019年12月31日現在）

従業員数	前期末比増減
54名	2名増

(10) 主要な借入先（2019年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	40,000千円
西武信用金庫	7,829

2. 会社の株式に関する事項（2019年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　42,775,200株

(2) 発行済株式の総数　　11,213,800株

(3) 株主数　　3,076名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
重松　大輔（※１）	3,068,200株	27.4%
株式会社ダブルパインズ（※２）	1,500,000	13.4
オプトベンチャーズ１号投資事業有限責任組合	1,129,800	10.1
CA Startups Internet Fund２号投資事業有限責任組合	693,900	6.2
鈴木　真一郎（※３）	630,500	5.6
株式会社ＳＢＩ証券	412,300	3.7
株式会社マイナビ	335,700	3.0
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	230,600	2.1
NOMURA PB NOMINEES LIMITED A/C CPB30072 482276	210,300	1.9
東京建物株式会社	171,000	1.5
XTech１号投資事業有限責任組合	171,000	1.5
ドコモ・イノベーションファンド２号投資事業有限責任組合	171,000	1.5

（注）「株主名」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。
※１　特別利害関係者等（当社の代表取締役）
※２　特別利害関係者等（当社代表取締役の資産管理会社）
※３　特別利害関係者等（代表取締役以外の当社の取締役）

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第１回新株予約権	第４回新株予約権	
発行決議日		2016年１月27日	2018年12月27日	
新株予約権の数		569個	404個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　170,700株	普通株式　121,200株	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに払込は要しない	新株予約権と引き換えに払込は要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		６円	585円	
権利行使期間		自　2018年２月１日 至　2025年12月31日	自　2020年12月27日 至　2028年12月26日	
行使の条件		別記１	別記２	
役員の保有状況	区分	取締役	取締役	監査役
	新株予約権の数	229個	207個	39個
	新株予約権の目的となる株式の数	68,700株	62,100株	11,700株
	保有者数	１人	１人	２人

（注）2019年10月１日付で普通株式１株につき300株の株式分割を実施しております。これにより、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額並びに新株予約権の目的となる株式の種類および数は調整後の内容となっております。

（別記１）

i 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの株式公開市場に上場（以下「株式公開」という。）することを条件とする。また、新株予約権者は、以下ａからｃまでの期間ごとに、以下ａからｃに掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

ａ 株式公開日と2018年２月１日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から起算して１年間は、新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の数（以下「割当数」という。）の３分の１を上限として行使することができる。

ｂ 権利行使開始日から起算して１年を経過した日から１年間は、割当数の３分の２を上限として行使することができる。

ｃ 権利行使開始日から起算して２年を経過した日から2025年12月31日までは、割当数から前ａ及びｂで行使した数を控除した残りの数を行使することができる。

ii 新株予約権の権利行使以前に、当社、当社の子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社の取締役一同が認めた場合は、この限りでない。

iii 新株予約権の権利行使以前に、当社の取締役等のいずれかの地位を有していた新株予約権者が、その後に当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了又は定年退職の場合を除く。）、当社は、取締役一同の決定により当該新株予約権者が有する新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

iv 新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当し、又は、反社会的勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めないものとする。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

v 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権は、割当てられた新株予約権個数の整数倍の単位で行使するものとする。

（別記２）

i 本新株予約権の行使は、甲普通株式に係る株式がいずれかの株式公開市場に上場（以下「株式公開」という。）することを条件とする。

ii 本新株予約権の権利行使以前に、甲、甲の子会社又は甲の関係会社の取締役、監査役又は従業員（以下「甲の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、甲の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると甲の取締役会が認めた場合は、この限りでない。

iii 本新株予約権の権利行使以前に、甲の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、その後に甲の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了又は定年退職の場合を除く。）、甲は、取締役会において当該本新株予約権者が有する本新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第２８７条の定めに基づき消滅するものとする。

iv 本新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会勢力等」という。）に該当し、又は、反社会勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第２８７条の定めに基づき消滅するものとする。

v 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権は、割当てられた本新株予約権個数の整数倍の単位で行使するものとする。

vi 本新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

a 株式公開の日と本新株予約権を行使することができる期間の初日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から起算して１年間は、割り当てられた本新株予約権の３分の２を上限として権利行使することができる。

b 権利行使開始日から起算して１年が経過した日以降は、割り当てられた本新株予約権の全てについて権利行使することができる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社の企業価値の増大を図ることを目的として、将来の当社の役員及び従業員向けのインセンティブ・プランとして税理士壺内靖二郎氏を受託者として「時価発行新株予約権信託」を設定しており、当社は本信託に基づき、壺内靖二郎氏に対して、第３回新株予約権を発行しております。

	第３回新株予約権
発行決議日	2017年10月６日
新株予約権の数	2,449個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　734,700株
新株予約権の払込金額	１個当たり100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	34円
権利行使期間	自　2019年10月10日 至　2027年10月９日
行使の条件	別記３

（注）2019年10月１日付で普通株式１株につき300株の株式分割を実施しております。これにより、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額並びに新株予約権の目的となる株式の種類および数は調整後の内容となっております。

（別記３）

ⅰ 新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、新株予約権を行使することができず、かつ、要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下「新株予約権者」という。）のみが新株予約権を行使できることとする。

ⅱ 新株予約権者は、新株予約権の目的である当社普通株式が国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合または当社取締役会が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができる。

ⅲ 新株予約権者は、当社の筆頭株主がその保有する当社普通株式の全部または一部を第三者に対して売却する場合（当社普通株式について、日本国内の金融商品取引所において上場されることに伴い又は上場された後に売却される場合を除く。）、若しくは合併その他の組織再編により当社の筆頭株主がその保有する当社普通株式の全部又は一部と引き換えに他の財産等の交付を受ける場合にのみ新株予約権を行使することができる。

ⅳ 新株予約権者は、新株予約権の割当日後の下記ｅに定める期間において、次のａからｄに掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使することができないものとする。

ａ 判定価格（下記ｅに定義する。以下同じ。）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

ｂ 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所に

も上場されていない場合、判定価格を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

c 新株予約権の目的である当社普通株式が国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、判定価格を下回る価格となったとき

d 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が判定を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の代表取締役（当社に取締役会が設置された場合には取締役会）が株式評価機関と協議の上本項への該当を判断するものとする。

e 上記a乃至dにおける「判定価格」を以下のとおり定義する。

(a) 割当日から２年間：行使価額

(b) 割当日から２年後以降満期まで：行使価額を200％を乗じた価格

v 新株予約権者は、新株予約権を行使する時まで継続して、当社または当社関係会社（以下「当社等」という。）の取締役、監査役、従業員（当社等に３カ月以上在籍をしている者に限る。）または当社等と契約関係にある業務委託先（当社等と１年以上継続した契約関係にある者に限る。）であることを要する。ただし、任務満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

vi 新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

vii 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

viii 各新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2019年12月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	重　松　大　輔	社長 ㈱ダブルパインズ 代表取締役 (一社)シェアリングエコノミー協会 代表理事
取締役	鈴　木　真一郎	
取締役	佐々木　正　将	コーポレート部長
取締役	野　内　　敦	㈱オプトベンチャーズ 代表取締役 ㈱オプトインキュベート 代表取締役CEO ㈱ジモティー 社外取締役 ㈱オプトホールディング 取締役副社長グループCOO
常勤監査役	徳　光　悠　太	徳光悠太公認会計士事務所 代表 エム・デー・ビー㈱ 社外監査役 ㈱Kids Smile Project 社外取締役 ㈱Kids Smile Holdings 社外取締役
監査役	田　中　優　子 (戸籍名：小林優子)	㈱クラウドワークス 取締役
監査役	岡　本　杏　莉 (戸籍名：渡邊杏莉)	法律事務所ZeLo パートナー トリプル・ダブリュー・ジャパン㈱ 取締役 ㈱カンム 社外監査役 ㈱Onion 社外監査役

(注) 1. 取締役野内敦は、社外取締役であります。
2. 監査役徳光悠太、田中優子および岡本杏莉は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役野内敦、監査役徳光悠太、田中優子および岡本杏莉を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役徳光悠太は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役野内敦、監査役徳光悠太、田中優子および岡本杏莉は当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役３名　　26,280千円（うち社外０名　　― 円）
監査役３名　　6,387千円（うち社外３名　　6,387千円）

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2019年９月30日開催の臨時株主総会において年額１億円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2019年９月30日開催の臨時株主総会において年額２千万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 野 内 敦

ア．重要な兼職先と当社との関係

社外取締役野内敦の兼職先である株式会社オプトベンチャーズは、当社の株主（発行済株式総数の10.1%）であるオプトベンチャーズ１号投資事業有限責任組合の無限責任組合員という関係があります。

その他の兼職先である各社と当社は、特段関係はありません。

イ．主要取引先等特定関係事業者との関係

特段関係はありません。

ウ．当事業年度における取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会には、21回中21回に出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。

② 監査役 徳 光 悠 太

ア．重要な兼職先と当社との関係

兼職先である各社と当社は、特段関係はありません。

イ．主要取引先等特定関係事業者との関係

特段関係はありません。

ウ．当事業年度における主な活動状況

(ア)取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会には、21回中21回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。

(イ)監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の監査役会には、14回中14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③ 監査役 田 中 優 子

ア．重要な兼職先と当社との関係

兼職先である会社と当社は、特段関係はありません。

イ．主要取引先等特定関係事業者との関係

特段関係はありません。

ウ．当事業年度における主な活動状況

(ア)取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会には、21回中21回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。

(イ)監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の監査役会には、14回中14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

④　監査役　岡　本　杏　莉

ア．重要な兼職先と当社との関係

兼職先である各社と当社は、特段関係はありません。

イ．主要取引先等特定関係事業者との関係

特段関係はありません。

ウ．当事業年度における主な活動状況

(ア)取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会には、21回中21回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。

(イ)監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の監査役会には、14回中14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定め、この基本方針に則り、業務の適正を確保するための体制を整備、運用しています。

a 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第４項第６号）

(1) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。

(2) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。

(3) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っている。

(4) 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第１項第１号）

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び社内規程従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

c 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第１項第３号）

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月１回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。

(2) 取締役は、ＩＴを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。

d 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第１項第４号）

(1) 代表取締役は、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。

(2) 万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役、取締役会、監査役会、顧問弁護士に報

告される体制を構築する。
(3) 取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるよう、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図るとともに、法令・定款及び社会規範を遵守することを全社に周知・徹底する。
(4) 当社は、コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外（常勤監査役・弁護士等）に匿名で相談・申告できる相談・通報窓口を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。

e 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第１項第２号）
(1) 代表取締役は、コーポレート部長をリスク管理の総括責任者として任命し、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
(2) リスク管理を円滑にするために、社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。

f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第３項第１号、会社法施行規則第100条第３項第２号）
(1) 当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
(2) 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

g 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第３項第３号）
(1) 監査役は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
(2) 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
(3) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監

査役に報告する。

h その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第３項第４号）

(1) 監査役は、取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。

(2) 監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

i 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のため、代表取締役を筆頭として、財務報告の適正を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

j 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づいて、体制整備とその運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

a 取締役会の職務執行

当事業年度において取締役会は21回開催され、取締役及び監査役の出席の下、個別議案の決議及び報告だけでなく、重要な事業戦略や経営方針について議論を行っております。当社の取締役会は、社外取締役１名を含めた取締役４名で構成されておりますが、十分な審議時間を確保することで、社外取締役も含めた活発で実質的な審議が行われております。

b コンプライアンス及びリスク管理

当社は、「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス委員会を開催するとともに、インサイダー取引、セクハラ・パワハラ防止その他の法令遵守をテーマとした研修・情報発信を定期的に実施し、その周知徹底を図っておりま

す。
　また、リスク事項又はコンプライアンス上問題のある行為を早期に発見することを目的として、「内部通報規程」を定めて運用しております。

c 内部監査の実施
　当社は、内部監査担当者による定期的な内部監査を実施しており、当該結果については、代表取締役及び監査役会に報告され、後日、改善状況の確認を行っております。当社は、現在の組織規模を勘案し、独立した内部監査部門を設置しておらず、コーポレート部が所属部署以外の内部監査を担当する、いわゆる相互監査を実施しております。内部監査担当者は、監査役及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について三者間で情報共有することで連携を図っております。

d 監査役の監査
　監査役は監査役会で定めた監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、取締役との面談及び従業員への質問等により、取締役の業務執行についての監査を実施しました。当事業年度において監査役会は14回開催され、監査役相互に実施した監査の状況について情報共有したほか、内部監査担当者及び会計監査人との連携により監査の効率性と実効性の向上に努めております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針
該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針
　当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当の実施をしていくことを基本方針としております。しかしながら、現時点では事業も成長段階にあることから内部留保の充実が重要であると考え、配当を行っておらず、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

（注）　本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

（2019年12月31日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資　産　の　部）		（負　債　の　部）	
【流動資産】	1,385,296	【流動負債】	493,208
現金及び預金	815,947	買掛金	12,799
売掛金	48,395	１年内返済予定の長期借入金	2,004
前渡金	528	未払金	247,958
前払費用	13,770	未払費用	16,514
未収入金	507,047	未払法人税等	11,736
その他	200	未払消費税等	43,766
貸倒引当金	△593	預り金	140,540
【固定資産】	33,651	ポイント引当金	17,888
有形固定資産	2,620	【固定負債】	45,825
建物附属設備	100	長期借入金	45,825
工具、器具及び備品	2,519	負　債　合　計	539,033
投資その他の資産	31,030	（純 資 産 の 部）	
出資金	100	【株主資本】	879,669
長期前払費用	13	資本金	241,128
繰延税金資産	20,909	資本剰余金	592,718
敷金及び保証金	10,008	資本準備金	141,128
		その他資本剰余金	451,590
		利益剰余金	45,823
		その他利益剰余金	45,823
		繰越利益剰余金	45,823
		【新株予約権】	244
		純　資　産　合　計	879,914
資　産　合　計	1,418,947	負債・純資産合計	1,418,947

損　益　計　算　書

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		873,897
売上原価		253,860
売上総利益		620,036
販売費及び一般管理費		576,095
営業利益		43,941
営業外収益		
受取利息	5	
受取配当金	3	
その他	1	10
営業外費用		
支払利息	1,913	
株式交付費	7,106	
上場関連費用	2,909	11,928
経常利益		32,023
税引前当期純利益		32,023
法人税、住民税及び事業税	7,108	
法人税等調整額	△20,909	△13,800
当期純利益		45,823

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

２０２０年2月２１日

株式会社スペースマーケット
　取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　善　方　正　義　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　井　上　裕　人　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社スペースマーケットの2019年１月１日から2019年12月31日までの第６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年１月１日から2019年12月31日までの第６期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年２月25日

株式会社スペースマーケット　監査役会

社外監査役	徳　光　悠　太	㊞
社外監査役	田　中　優　子 （戸籍名：小林優子）	㊞
社外監査役	岡　本　杏　莉 （戸籍名：渡邊杏莉）	㊞

（注）監査役徳光悠太、田中優子、岡本杏莉は会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議　　案　取締役４名選任の件

本株主総会の終結の時をもって取締役全員が任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	重松（しげまつ）　大輔（だいすけ） （1976年１月27日生）	2000年４月　東日本電信電話株式会社 入社 2006年１月　株式会社フォトクリエイト 入社 2014年１月　当社 設立・代表取締役社長就任（現任） 2015年９月　株式会社ダブルパインズ 代表取締役就任（現任） 2016年１月　一般社団法人シェアリングエコノミー協会 代表理事就任（現任）	3,068,200株
2	佐々木（ささき）　正将（まさのぶ） （1980年５月11日生）	2006年12月　株式会社ブイエスシー（現　イオンペット株式会社）　入社 2007年11月　株式会社イントランス 入社 2011年10月　株式会社ミサワ 入社 2014年７月　株式会社スマイルワークス 入社 2015年７月　同社 取締役就任 2017年１月　当社 入社 2017年４月　当社 コーポレート部長就任（現任） 2017年12月　当社 取締役就任（現任）	０株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	野内 敦（のうち あつし） （1967年12月21日生）	1991年４月　森ビル株式会社 入社 1996年10月　株式会社オプト（現株式会社オプトホールディング） 入社 1999年３月　同社 取締役就任 2015年２月　株式会社オプトベンチャーズ 代表取締役就任（現任） 2015年３月　株式会社オプトインキュベート 代表取締役CEO就任（現任） 2015年３月　株式会社ジモティー 社外取締役就任（現任） 2017年３月　株式会社オプトホールディング 取締役副社長グループCOO就任（現任） 2017年12月　当社 社外取締役就任（現任）	０株
4	新任 須田 将啓（すだ しょうけい） （1974年４月30日生）	2000年４月　株式会社博報堂 入社 2004年２月　株式会社エニグモ 設立・同社代表取締役就任 2005年４月　同社 代表取締役共同最高経営責任者就任 2013年４月　同社 代表取締役最高経営責任者就任（現任）	０株

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 野内敦氏および須田将啓氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者として選任した理由
①野内敦氏は、長年にわたるインターネット業界における豊富な経験を有しており、客観的に当社の経営に適切な発言を行っていただけることが期待できるためです。
②須田将啓氏は、長年にわたりインターネット業界において代表取締役として会社経営に関与しており、客観的に当社の経営に適切な発言を行っていただけることが期待できるためです。
4. 野内敦氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって２年３か月となります。
5. 当社は、社外取締役候補者野内敦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、当社は、社外取締役候補者須田将啓氏の選任が承認された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社は、野内敦氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とする予定であります。また、須田将啓氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

以上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　場　　東京都千代田区平河町２－５－３

Nagatacho GRiD 6F ATTIC

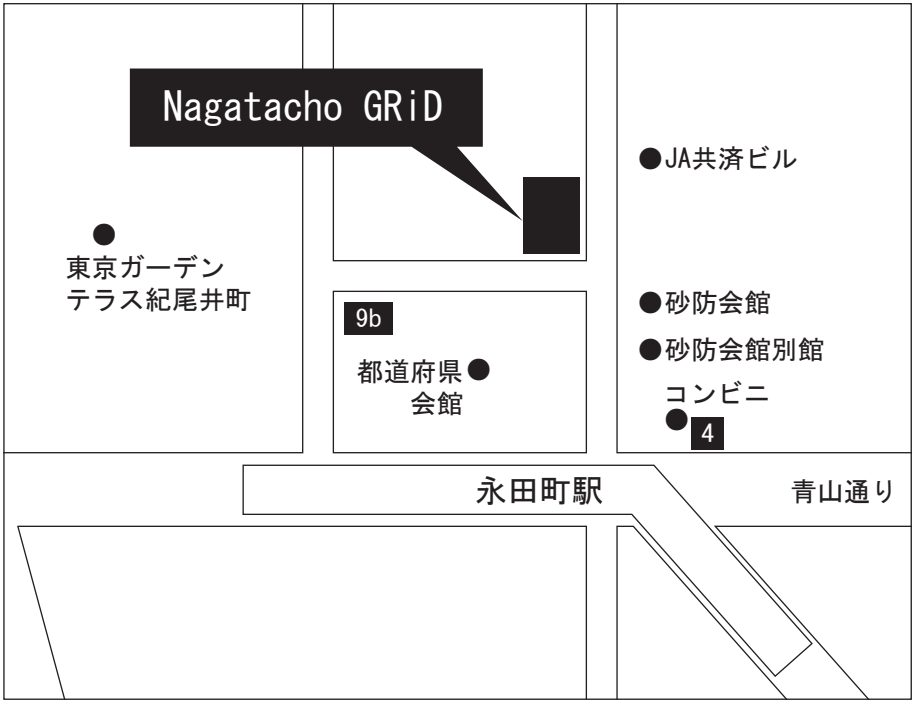

会場最寄駅

東京メトロ	
有楽町線	永田町駅9b出口
半蔵門線	徒歩２分
南北線	